平 井 孝

でを提示するに至らなかった」(はしがき)ということができたのであったが、美濃部博士にはじまるわが自由主義的行政法のある。本書の意図する内容については、すでに、部分的には、多くの学者によって論究されているが、現代行政法の基本的性格を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、このように比較法を、その成立基盤との対比において、かつ、現代社会に機能する行政法の意義、つまり、行政法を、を、その成立を関するという考え方が支配した時代もあったが、美濃部博士にはじまるという考え方が支配した。

ものとして、高く評価されるべきである。とは、著者の追及されていた理論的分析の集大成の意義を担う社会と行政法との有機的関係を考究される本書を刊行されたこに新しい酒をもるの古諺のように、新しい着想をもって、市民よう。この意味で、著者、神戸大学山田幸男教授が、旧き革袋よう。この意味で、著者、神戸大学山田幸男教授が、旧き革袋

本書は全二篇八章三四九頁の労作であり、部分的には、法律を報その他の学術雑誌に掲載されたものであるが、この点からいであることを思い知らされるわけである。かつ、その故にこのであることを思い知らされるわけである。かつ、その故にこそ、本書「行政法の展開と市民法」が、山田行政法学の体系において占める地位の少からず大きいものであることを暗示されるものである。

以下、本書の内容を紹介し、若干の感想を附記しようと思う。

公益のために私人の権利・自由を制限する必要を生じたこと、要、換言すれば、財産権の絶対契約自由の原則に対する修正、野、換言すれば、財産権の絶対契約自由の原則に対する修正、政法を否認する意見が支配的であった(ダイシーはその典型)数・資本主義的企業の増加と発展、他方ではそのための社会問期の発生という二面をもち、後者の解決のため前者の統制の必要、換言すれば、財産権の絶対契約自由の原則に対する修正、要、換言すれば、財産権の絶対契約自由の原則に対する修正、第一篇「現代行政法の展開」を取扱う。る。第一章は、「イギリスにおける行政法の展開」を取扱う。第一篇「現代行政法の展開と市民法との関係」は二章からな第一篇「現代行政法の展開と市民法との関係」は二章からな

られる。イギリスの行政訴訟制の特色は、前述の訴訟手段によ る権限訴訟と法の支配(法治主義)である、とされる。 であるインジャンクション・デクララトリ・オーダーが、挙げ 外に、直接、行政処分を争うものとして、衡平法上の救済手段 に対する)とがある。以上の通常裁判所によるコントロールの appellate jurisdiction (制定法上のもの事実問題・法律問題 ンディマス〉を中心として、無権限・手続の違背・権力の簒奪 で、大権令状へ命令〉ヘサーシオレアライ・プロヒビション・マ 視的管轄権 supervisory jurisdiction (コモン・ロウ上のもの リス通常裁判所(高等法院)による行政のコントロールには監 争いを決定する)の行為は、ドノモアー報告書によれば、手続 行政特別裁判所(個人間ないし個人と国家・地方団体との間の る。ところで、このような行政法を運営する大臣・公共団体・ にイギリス市民社会の内部的要請を担って登場したものであ おいて行政法が成立したのである。この意味で、行政法はまさ の積極的機能に期待するに至ったこと、つまり、議会制定法に 機能に代って行政庁による公益・利益の調整という議会制定法 れも、行政救済、とくに行政訴訟に関連して意味をもつ。イギ 上、司法的ないし準司法的、純行政的の三種に分けられ、いず そのために、司法裁判による公正というコモン・ロウの消極的 (裁量の濫用〉の違法行政に対する)、と、上訴審的管轄権

> 1949 の援助を受けられる。この点は注目されてよい。 ₹ トロールできない。第二は裁量の濫用・無権限等の右行政につ 福祉国家の行政は、法の支配との関係で二つの問題をもつ。第 制者としての行政、第五に労使の仲裁者としての行政がある。 社の行政(産業的・商業的行為者としての行政)、第四に経済統 用権力・計画行政につき広汎な裁量権をもつプランニング行 国家監督などの行政(土地の強制買収権力・余裕住宅の強制収 民の市民的権利の侵害は通常生じないサーヴィス行政)、第二 た私人は、訴訟扶助・助言法 Leagal Aid and Advice Act 立退・強制買収の処分の)広汎な裁量権で、通常裁判所はコン 政)、第三に重要産業・企業の国有化法律によって制定された公 に住宅・都市田園計画・新都市建設の行政・衛生・農耕方法の な福祉国家の行政機能として、第一に社会保障関係の行政(人 の国有・国営を担当する公社制度である、とされる。このよう 一はプランニング行政などにみられる(地域指定・区域指定・ の完全性であり、その二は、社会化立法による重要産業・事業 前記通常裁判所の管轄権により出訴できる。訴訟提起をし

あること、そしてかかる近時の立法及び裁判例の傾向は、 認)をとり私益の保護に一面努めつつも、他面大臣の最終処分 然的正義をあらわす慎重な行政手続(処分案の発表・異議申 につき、なるべく裁判上もくつがえしえない方向に移行しつつ 立・地方公聴会・報告書・大臣による処分案の承認ないし確 政、プランニング行政の発展が、その行政の具体化にあたり自 第三節「福祉国家における法の支配」では、第一に、福祉行 従来

社会保険・社会扶助に関する制定法の整備による社会保障体係 成立した福祉国家の観念的規準が二つあるとし、その一つは、

節

「福祉国家における行政機能」では、まずイギリスに

強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。 強化されたことを取扱われる。

公権の調和をはかる手続の再考が必要となったのである。保障と広汎な経済管理を任務とする政府を選んだ結果、私権と取上げられる。けだし第二次大戦後英国選挙民は、広汎な社会政上げられる。の運用に関するフランクス委員会の報告書が画などにおける)の運用に関するフランクス委員会の報告書が画などにおける)の運用に関するフランクス委員会の報告書がの構成と運用、及び行政上の聴聞(土地収用・新都市の開発計第二に、福祉国家行政の重要な担当機関たる行政特別裁判所

第四節「公社制度の展開とその背景」

公社 public corporation の代表的例である。一九四五年よれ、次いで電気供給法(一九二六年)により中央電気委員会が創設され、これが国家的規模において電気の発電・供給の会が創設され、これが国家的規模において電気の発電・供給の会が創設され、これが国家的規模において電気の発電・供給の会が創設され、これが国家的規模において電気の発電・供給の会が創設され、これが国家的規模において電気の発電・供給の表が、さらに一九二六年にプログラムの水準を高く維持し、商業が、さらに一九二六年にプログラムの水準を高く維持し、商業が、さらに一九二六年にプログラムの水準を高く維持し、商業が、さらに一九二六年にプログラムの水準を高く維持し、商業が、さらに一九二六年にプログラムの水準を高く維持し、商業が、さらに一九二六年にプログラムの水準を高く維持し、商業が、1000円である。一九四五年よれ、次に、大道・ガス・電気・電く社のである。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。一九四五年より、1000円である。

評

的能率の向上、完全雇傭、第二に重要事業の調整(鉄道運送と 党内閣により行われた。その動機は、第一に生産の上昇=経済 利益保全の問題などを内包し、その解消のために、政府による 如・重要企業の調整についての政策的不充分・消費者利用者の 国銀行・土地開発・原綿輸入配分)の多様な形態をとっている 的」公社(医療・都市計画・食糧)「規制的・社会的」公社(英 経済的」公社 (石炭・電気・ガス・運輸・航空)「経営的・社会 の社会に対する責任、に在る。公社は法人として、「経営的・ 道路運送の調整など)、第三に大規模な産業・企業の経営とそ り五〇年に至る重要産業・企業の国有・国営化は、 政策上の統制権の強化及び料金・価格に関し特別裁判所に対す が、また経営の官僚化・独占による経済能率向上の動機の欠 用意されている。かくて、イギリスにおける今日の公社の役割 る異議申立(一九四七年)・消費者会議(一九四六年)などが とする社会化にある、と説かれる。 は、その歴史的背景から考察するとき、福祉国家の実現を目的

修正されるに至っていること、換言すれば、議会制定法の定めに、第一に、ダイシが一九世紀憲法のイギリス憲法の特質を(1)は、第一に、ダイシが一九世紀憲法のは、、イギリスの政治による支配に外ならなかったこと、その故に、イギリスの政治による支配に外ならなかったこと、その故に、イギリスの政治による支配に外ならなかったこと、その故に、イギリスの政治による支配に外ならなかったこと、その故に、イギリスの政治による支配に外ならなかったこと、その故に、イギリスの政治を、第五節「イギリス行政法の展開が示唆するもの―結語―」で第五節「イギリス行政法の展開が示唆するもの―結語―」で第五節「イギリス行政法の展開が示唆するもの―結語―」で

手続の実現により行政法は予防司法であることを認識されたこ 市民法の基本原理を修正するものこそ行政法であること②行政 ことを指摘される。第二に、イギリス行政法の展開によって⑴ 意識が必要であるとし、わが国の現段階においてかかる福祉国 ス的福祉国家たりうるためには、社会保障体系の完全つまり社 扱う。第一節「わが国は福祉国家といいうるか」では、イギリ 法的・準司法的・純行政的行政行為となされている点が帰結さ ④行政の観念なり行政行為の定義が行政訴訟の機能面から、司 と③福祉国家の行政は管理行政であること(市民法への接近) の成立において先進国であったイギリスは、自由放任政策の下 ドイツ・フランスなどでは狭義において考える傾向をもつ。こ とされる。イギリスでは、どちらかといえば広義において、 その観念の立て方に二つあり、広義では、積極的な国家目的の 家・社会国家と同様法律的概念でなく、傾向的概念であって、 家と呼びえないことを明らかにされる。福祉国家は他の文化国 る範囲においては、ダイシー的法の支配はもはや維持されない おくことができたのに対して、資本主義の成立において後輩で 会保険と社会扶助との接近ないし統合と公企業における社会化 **承認・行政機能の変遷、狭義では、社会保障体系の充実である** 第二章は「現代におけるわが行政法と市民法との関係」を取 った欧大陸諸国は、 わが国の場合と対比・検討すべきものがある、とされる。 個人の自由活動を尊重し、国家活動を秩序維持に限定して 歴史的にみれば、産業革命を最初に経験し資本主義 国家活動をより広く限定し、国家目的の

Š

4

なこと、資本主義の発展にともない、社会的・経済的弱者の利行政法を市民法との関係において位置づけ評価することの必要第二節「私法制度の変遷と行政法との関係」では、第一に、 られ、法律により所有権の内容を自由に定めうること、財産権 する。第二に、市民法秩序の内部において所有権の演ずる社会 基本的原理――所有権の絶対性・契約自由の原則・不法行為に 的独占禁止法)以外に多くの行政法があり、それらは市民法の 益の保護を目的として発生した社会法(労働法)・経済法(私 汎な行政活動から人民の権利・自由を守ることが必要である。 りに、法治国家としての福祉国家では、社会保障関係における 保険契約などにおいて、経済的弱者たる利用者の契約上の自 契約なるものは、旅客運送契約・供給契約(ガス・水道・電気) 法・地方鉄道法・軌道法・道路運送法・倉庫業法・水道法等) 立論が可能とすれば、特許制(食品衛生法・鉱業法・ガス事業 分の自由(民法二〇六条)=営業の自由(憲法二一条一項)の 的機能が変遷すること、福祉国家では所有権の絶対性が修正せ おける道義的責任の原則――を修正するものであることを認識 積極的承認においてはイギリスの先輩となったことによる。 の修正が論じられる。いわゆる附合契約・普通契約条款・標準 ギリスと同様私的所有権より社会的所有権への展開として把握 人民の給付請求権を担保し、さらに、行政機能の変遷に伴う広 してよい面のあることを指摘される。第三に、契約自由の原則 (とくに所有権)の保障(憲法二九条一項)×使用・収益・処 所有権の絶対性の修正に外ならないこと、わが公企業をイ

第三節「予防司法としての行政法の認識」では、第一に行政第三節「予防司法としての行政作用法の法益(公共の安全と秩序法の法益として(1)権力的行政作用法の法益(公共の安全と秩序の維持・利用者消費者の利益・住民一般の利益の増進)と(2)管の維持・利用者消費者の利益・住民一般の利益の増進)と(2)管をめぐる行政手続は、それが事前手続である点で予防司法的性格をもめぐる行政手続は、それが事前手続である点で予防司法的性格をもめぐる行政手続は、それが事前手続である点で予防司法的性格をもち、わが国における対応例に示唆するところが大である格をもち、わが国における対応例に示唆するところが大である格をもち、わが国における対応例に示唆するところが大である格をもち、わが国における対応例に示唆するところが大である格をもち、わが国における対応例に示唆するところが大であるところが大であるところが大であるところが大であるところが大であるところが大であるところが大であるところが大であるところが大であるところが大であるところが大であると、おいては、

の関係についての試論を述べられる。まず公社等の組織形態を行政作用法とに分説して、わが管理的行政法の展開と市民法と目的の非権力的行政作用或いは給付者行政ないし生活配慮行政目的の非権力的行政作用或いは給付者行政ないし生活配慮行政目がの公社制度において論じられた)は、ドイツにおいて、社会障の公社制度において論じられた)は、ドイツにおいて、社会障の公社制度において論じられた)は、ドイツにおいて、社会障の関係についての試論を述べられる。まず公社等の組織形態を

馬会・日本自転車振興会仰社会扶助・社会保険の一環をなすも 会社・電源開発株式会社) ③その他の公法人で営造物でないも として日本銀行・金庫・研究所印特殊会社として東北開発株式 庫・事業団・振興会)②公私混合の出資によるもの(①公法人 (1)政府などの公の全額出資・融資によるもの(公社・公団 ギリスとは異なり私企業の社会化でなく、政府の営造物に法人 ものとして鉱害復旧事業団)に分類され、わが国の公社は、イ のとして日本学校安全会・日本学校給食会など(八公共組合的な の 府の外廓団体とか私法上の財団法人の変形などが相当みうけら 格を賦与したものにすぎず、社会化思想に欠けていること、政 関する組織法の展開が行われ、その経理に関する諸規定から⑴ 疑問さらに特別の組織形態が企業会計的に運営されるべきもの れ、かつそれが政府補助金に依存することを思えば、制度的に 法では、第一に公社等の公企業の利用関係は「公行政の経済的 種共済組合事業)③独立法人方式のもの(日本学校安全会など 業など)②共済組合方式のもので企業会計原則に基くもの(各 特別会計法によるもの(健康保険事業・日雇労働者健康保険事 主性が存しないと、その難点を指摘される。次に、社会保険に とされていながら、国の予算制度に服し、その限度で経営の自 で②に準ずる)に分類される。管理的行政作用法の展開と市民 は、利用関係の性質にかんがみて、同様の法律関係は同様の法 者関係となす。けだし、実定法上、特別の規定のある場合の外 企業による生活配慮」に属し、この関係の性質を私法上の当事 (们政府外廓団体的なものとして日本観光協会・日本中央競

ると同様、原則として私法的な規律・原理が一般法として支配 委任たる命令、 事業・公営住宅事業などの利用関係については、法律及びその 程・条例は、権力関係たる行政と人民との関係を規律するもの する。公企業の利用関係につき法令上特別の定めがあるとき は民法上の扶養義務が全面的に優先する、とされる。 営造物利用関係として特別権力関係をなす。社会扶助において 関係・契約関係である。社会扶助における受益関係の性質は、 法)があるから、右の当事者関係・契約関係は公法上の当事者 強制徴収規定(失業保険・日雇労働者健康保険・厚生年金保険 められている意味で、当事者関係・契約関係である。保険料の 保険会社の普通保険約款に相当する条款が法令によって直接定 社会保険の利用関係の性質は、給付の受給要件・受給額などの る特別規定とみることができる。とすれば、かかる行政法規は の形式によって定めているもので、私法上の当事者関係に関す の福祉を理由として、普通契約条款に相当するものを直接法令 ではない。郵便事業・公衆電気通信事業・日本放送協会の放送 は、その適用を受ける。地方公営のガス・電気・水道の供給規 は地方公共団体の営む事業についても、私人の営む事業におけ 律原理によって規律されるべきことを相当とするから、国また 私法の特別法をなすものと立言することができる、とされる。 条例により定められる。これらの定めは、公共

れた諸問題を検討して、最後に「行政法は私法の特別法である」 ー」では、 「わが行政法の展開をめぐる若干の理論上の問題―結 イギリス行政法の展開によって比較法的に把握さ

,4

J., J

なる独自の理論構成をとっている点から、「行政行為は、私法上 用を認めない点からも、 (3)権力的・支配関係——許可・認可・特許などの法律行為的行 の該当の事実認定・関係法令の解釈適用によってなされること 法の予防司法的側面を強調(2)その上で行政庁の処分が法律要件 を裁判判決との類推において(1)司法的・準司法的・純行政的と 成は経験主義的合理主義的思考からなされる、つまり行政行為 に疑問を提示される。すなわち、イギリスの行政行為の観念構 為を私法上の法律行為に類推して分類・瑕疵論を行っている点 でなく学問上の概念として目的論的に構成している点②行政行 政行為の定義につき著者は⑴通説が行政行為を実定法上の概念 例であるからである。」(一八二頁)。次いで、行政の観念と行 にせよ、その作用法にせよ、私法の特別法とみてよい場合が通 生活配慮(Daseinsvorsorge)の管理的行政法は、その組織法 法の特別法とはいえないからであるし、又すでにみたように、 であって、かかる干渉行政の根拠法たる行政法は、とうてい私 を修正する規制的な権力がいわば市民法外在的に行使されるの をまもるために、所有権の不可侵性などの市民法の基礎的原理 中二郎教授説に同調され、次のように述べられる。「干渉行政 る必要に乏しいこと例行政行為の瑕疵論でも、民法のそれと異 政行為――については、 分類され、いずれも事前・事後の行政手続(聴問)を用意し行政 (Eingriffsverwaltung) においては、行政法上の特定の法益 ことを検証される。著者は、行政法と私法との関係につき、 法律行為という表現は行政行為に用 通説・判例とも、私法規定の適用・進

れる。 は、公法契約などの公法上の法律行為があることを指摘されて、公法契約などの公法上の法律行為と共通の地盤にたち、裁判判決とはまったく異質のもの行政行為を行政処分と呼ぶとき、行政処分のほか、私法上の法に類推されてよい面がある(一八四頁)」と結論され、かかるの法律行為にのみ類推されるべきではなくして、裁判判決の方の法律行為にのみ類推されるべきではなくして、裁判判決の方

Ξ

究にとって必須の好論である。最後に若干の感想を述べる。著比較法的精緻な考察を行っており、行政契約の現代的意義の探が、さして差支えはなかろうかと思われる。第二篇は独・仏ののテーマ「行政法の展開と市民法」は、第一篇において余す処のテーマ「行政法の展開と市民法」は、第一篇において余す処以上、第一篇の紹介である。第二篇は第一篇の各論的意義を以上、第一篇の紹介である。第二篇は第一篇の各論的意義を

者の御寛恕を乞う次第である。

(秋田大学専任講師)